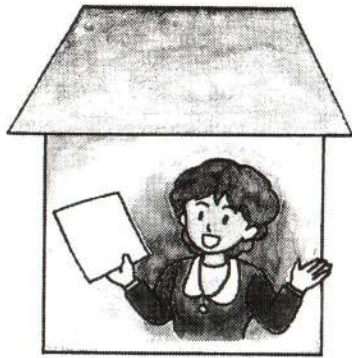


～ 請求から開示まで ～



日時、場所も指定します

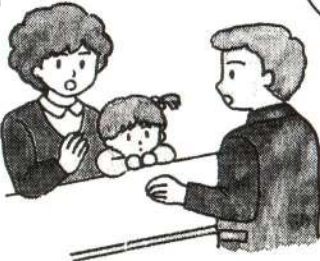
決定通知書を持参



閲覧・写しの交付

再検討を
お願いします

通知



不服申立て

不服申立ては
60日以内に提出
してください
再検討いたし
ます

諮問

部分的に公開して
も差し支えないで
しょう

市の考え方は
妥当ですね



大館市情報審査会

答申

開示、不開示の決定

開示の請求を受けた日から15日以内に開示するかどうかを決定し、文書でお知らせします。開示できる場合は、開示の日時、場所を、開示できない場合は、その理由を併せてお知らせします。

※やむを得ない理由がある場合は、この期間を最大45日まで延期することがあります。この場合は通知をします。

- ・国や他の地方公共団体との協力関係を損なうおそれがある情報
- ・市民生活の安全や社会の秩序を害するおそれがある情報
- ・市の内部の審議、協議などに関する情報
- ・行政運営に支障を生ずるおそれがある情報

開示できない文書

この制度は、開示を原則としています。しかし、個人の権利や利益を侵害するものなど、次のような文書は開示できないことがあります。

- ・個人に関する情報
- ・法律などで開示が禁じられている情報
- ・企業などの事業活動を害するおそれがある情報

開示の方法、費用は

開示は、決定通知書で指定する日時、場所で行います。閲覧は無料でできますが、写しの交付を希望される場合は有料になります（1枚につき20円）。

決定に不服があるときは

開示、不開示の決定に不服があるときは、不服の申し立てをすることができます。

不服の申し立てがあった場合、市は有識者など第三者で構成する「情報審査会」に諮問し、公正な判断を求めることとなります。